

(参考 改正後全文)
社援発 1 1 1 8 第 3 号
平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日

第 一 次 改 正
社援発 0 2 0 7 第 1 号
平成 3 1 年 2 月 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について

社会福祉施設等施設整備費の交付については、平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、標記の取扱いにあたっては別紙によることとし、平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日から適用することとしたので通知する。

障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について

1. 趣旨

障害者支援施設等の防犯対策及び安全対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置、外構の設置・修繕やブロック塀等の改修等を行う。

2. 対象施設等

交付要綱第2（定義）2に定める施設をいう。

3. 対象事業

次に掲げる整備等、障害者支援施設等の防犯対策及び安全対策を強化する工事を対象とする。

(1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕

- ・門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備
- ・安全点検の結果、問題があるブロック塀等（組積造又はコンクリートブロック造）の改修

(2) 非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

（対象工事の例示）

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・人感センサーを設置する工事
- ・その他、障害者支援施設等の安全対策に必要な工事

4. 補助基準

(1) 「3. (1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕」については、入所施設にあっては総事業費が1,000千円以上、通所（利用）施設にあっては300千円以上のものとする。

(2) 「3. (2) 非常通報装置等の設置」については、総事業費が300千円以上とする。

5. 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 工事請負業者の見積り